

趣 旨

近年の幼保連携型認定こども園の増加や免許更新制の対象者の円滑な更新講習の受講を促進するため、幼保連携型認定こども園を所管する都道府県、政令指定都市、中核市が更新講習を開設できるようにする。

背 景

① 幼保連携型認定こども園の増加

教育及び保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、原則として、幼稚園教諭免許状を有し、保育士の登録を受けた者でなければならない（※）。

近年、幼保連携型認定こども園の施設数が増加しており、免許更新制の対象となる保育教諭等の増加が見込まれる。

※2015年から5年間に限り、幼稚園教諭免許状の授与又は保育士の登録のいずれか一方を受けていれば、保育教諭等となることのできる特例が設けられている（本特例については2024年度末まで5年間延長される見込み）。

② 免許更新制の対象者の増加

2020年度には免許更新制の対象者が過去最多となることが見込まれる状況となっており、対象者が円滑に更新講習を受講できるよう、更新講習の開設数の確保が必要となる。

【参考①】 幼保連携型認定こども園の施設数及び保育教諭等の人数の推移

	H28	H29	H30
施設数	2,785	3,618	4,409
保育教諭等の人数	61,626人	82,002人	100,307人

【参考②】 免許更新制の対象者数（旧免許状所持現職教員のみ）推計

修了確認期限	対象者数
平成31年3月31日	81,456人
平成32年3月31日	132,218人

対応方針

幼保連携型認定こども園の設備及び運営について条例で基準を定め、設置の認可を行う都道府県、政令指定都市、中核市が保育教諭等を対象とした更新講習を開設できるようにする。

【参考③】 現行制度で更新講習の開設者として指定されている者

- ①課程認定大学、②教員養成機関、③都道府県、政令都市、中核市の教育委員会、④大学共同利用機関、⑤その他、文部科学大臣が指定する者（独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所など）

【参考④】 都道府県等の実施する保育士等キャリアアップ研修について

都道府県等においては、既に保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修（保育士等キャリアアップ研修）を実施しており、当該研修の専門分野別研修のひとつとして「幼児教育」が含まれている。

<都道府県等が実施する保育士等キャリアアップ研修の修了予定者数>

平成29年度：57,038人（うち「幼児教育」の修了予定者：8,959人）

平成30年度（見込み）：164,888人（うち「幼児教育」の修了予定者：23,642人）